

館山市地産地消推進サプライヤー登録要領

第1 目的

館山市地産地消推進サプライヤー登録制度は、館山産の農産物、畜産物、林産物、水産物、並びにこれらを使用した加工品（以下「農水産物等」という。）を市内の飲食店、宿泊施設、直売所などに提供することに柔軟に対応できる、または、対応しようとする農漁業者等を館山市地産地消推進サプライヤー（以下「サプライヤー」という。）として登録することにより、館山産の農林水産物等の消費拡大と地産地消の推進を図り、1次産業の活性化を目的に実施するものとし、サプライヤーの登録に際し、必要な事項を本要領に定める。

第2 登録の対象

館山産の農林水産物やそれらの加工品を、市内の飲食店、宿泊施設、直売所などに直接的に供給する農漁業者等（※）で、館山市内に活動の拠点を有する個人、法人または任意団体が対象。

※農漁業者等→農林畜産物を生産する農業者または生産組合等の生産者団体、水産物の採捕等を行う漁業者または漁業協同組合等の漁業者団体、館山産の農産物、畜産物、林産物、水産物を主原材料として加工品を製造する加工品製造業者。

第3 登録

市長は、サプライヤーの登録の申請があったときは、別表に定める基準に基づき審査を行い、その基準を満たすときはサプライヤーとして登録する。登録した場合には、登録通知書（別紙様式第2号）により通知する。

第4 登録の申請等

（1）登録の申請

申請者は、登録申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記入し、必要に応じて参考となる資料等を添付して市長に提出するものとする。

（2）登録申請の受付

登録申請は随時受け付ける。ただし、平成24年度における申請については、平成25年1月末日を申請期限とする。

（3）登録期間

登録期間は平成25年3月31日までとする。

（4）登録の取消

市長は、サプライヤーが次のいずれかに該当することが確認された場合、登録を

取り消すものとする。

- ①サプライヤーから辞退の申し出があった場合
- ②別表に定める登録基準を満たさなくなった場合
- ③公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- ④サプライヤーが供給する農林水産物やそれらの加工品に対し、消費者等からクレームが多数寄せられるにも関わらず、その解消に向けた努力がみられない場合

第5 調査

市長は、登録されたサプライヤーについて随時調査等を行うものとする。

第6 「じのもんが一番ダッペエ」シールのモニター使用

市長は、サプライヤーとして登録された者の中から、希望により、「じのもんが一番ダッペエ」シールを配布する。サプライヤーに登録された生産者が直売所等で販売する農水産物や加工品のパッケージに貼付することで、産地明示化やイメージアップを図るよう促すものとする。

なお、このシールの配布は、サプライヤーをモニターとし、シール貼付け実績による市場での効果などについて調査を行うものとする。

附則

(施行期日)

この要領は平成24年9月1日から施行する。

別表 サプライヤーの登録基準

サプライヤーの登録には、以下の1及び2の基準を満たすことが必要となる。

1. 共通の基準

以下の基準を全て満たさなければならない。

登録基準の内容
① 館山市の地産地消の推進施策に賛同していること。
② サプライヤー相互の情報交換や事業連携に前向きに取り組むこと。
③ 別に設ける「館山市地産地消推進店」や「たてやま地産地消サポーター」に対し、積極的に情報提供すること。

2. 区分ごとの基準

上記の共通の基準のほかに、区分ごとに以下の基準を全て満たさなければならない。

区分	登録基準の内容
1. 農漁業者	① 市内の飲食店、宿泊施設、直売所等に、館山産の農林水産物を直接的に供給することに積極的かつ前向きに対応できる、または、対応しようとする者。 ② 安全・安心で良質な農林水産物の生産に取り組んでいること。
2. 加工品製造業者	① 市内の飲食店、宿泊施設、直売所等に、館山産の農林水産物を主原材料とした加工品を直接的に供給することに積極的かつ前向きに対応できる、または、対応しようとするもの。 ② 安全・安心で良質な加工品の生産に取り組んでいること。

館山市地産地消推進サプライヤー登録申請書

平成 年 月 日

館山市長 様

住 所 _____
氏 名 _____

「館山市地産地消推進サプライヤー」登録について以下のとおり申請します。

氏名	※法人・任意団体の場合は、名称・代表者を記入		
住所	〒 _____		
連絡先	TEL		携帯
	FAX		メール(注1)
生産物等の供給	「別紙 生産物等一覧」に記載のとおり		
経営の概要	※経営規模、従事職員数等の経営状況の概要を記入		
安全・安心な生産	※安全・安心・良質な生産への取組について記入		

注1：メールアドレスは、今後情報伝達を円滑に行うため、できるだけ記入してください。

※添付書類

- ①別紙 生産物等一覧
- ②生産物の写真、パンフ、カタログなど、その生産物等の内容などが分かるものを添付してください。（加工品以外は省略可）

私が「館山市地産地消推進サプライヤー」として登録された場合は、館山市の地産地消の推進に協力することに同意します。また、本申請書（別紙含む）に記載された情報を、飲食店等に提供することについて同意します。

平成 年 月 日
申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

別紙 生産物等一覧（農業者）

(/)

品目	生産量 (年間)	出荷時期	現状の出荷形態別の供給量 (年間)	今後、飲食店、宿泊施設、直売所等に供給できる量 (年間)	規格外品の発生量 (年間)	飲食店等にPRする農産物の付加価値や特性など	備考
	Kg	出荷ピーク 月 月	系統出荷(※1) (kg) 個別出荷(※2) (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg	kg 規格外品の活用状況 ()		
	Kg	出荷ピーク 月 月	系統出荷(※1) (kg) 個別出荷(※2) (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg	kg 規格外品の活用状況 ()		
	Kg	出荷ピーク 月 月	系統出荷(※1) (kg) 個別出荷(※2) (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg	kg 規格外品の活用状況 ()		

※1 系統出荷 → JAや生産組合など生産者団体が行う共同で出荷すること

※2 個別出荷 → 個人や法人にて、個別に小売店、仲卸業者、卸売市場等に出荷すること

※生産量などの単位(kg)については、量が判別できる単位であれば、「個」、「t」、「ℓ」などに適宜変更して記入可能です。

別紙 生産物等一覧（漁業者）

(/)

品目	漁獲量 (年間)	出荷時期	現状の出荷形態別の供給量 (年間)	今後、飲食店、宿泊施設、直売所等に供給できる量 (年間)	規格外品の発生量 (年間)	飲食店等にPRする水産物の付加価値や特性など	備考
	Kg	漁獲ピーク 月 月	系統出荷(※1) (kg) 個別出荷(※2) (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg	kg 規格外品の活用状況 ()		
	Kg	漁獲ピーク 月 月	系統出荷(※1) (kg) 個別出荷(※2) (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg	kg 規格外品の活用状況 ()		
	Kg	漁獲ピーク 月 月	系統出荷(※1) (kg) 個別出荷(※2) (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg	kg 規格外品の活用状況 ()		

※1 系統出荷 → 漁協など漁業者団体が市場等に出荷するなど、共同で出荷すること

※2 個別出荷 → 個人や法人にて、個別に小売店、仲卸業者、卸売市場等に出荷すること

※生産量などの単位(kg)については、量が判別できる単位であれば、「個」、「t」、「ℓ」などに適宜変更して記入可能です。

別紙 生産物等一覧（加工品製造業者）

(/)

品目	生産量 (年間)	供給時期	現状の出荷形態別の供給量 (年間)	今後、飲食店、宿泊施設、直売所等に供給できる量 (年間)	この加工品に使用する館山産の農水産物	飲食店等にPRする加工品の特徴や付加価値など	備考
	Kg	月 ～ 月	系統出荷※1 (kg) 個別出荷※2 (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg			
	Kg	月 出荷ピーク	系統出荷※ (kg) 個別出荷 (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg			
	Kg	月 ～ 月 出荷ピーク	系統出荷※ (kg) 個別出荷 (kg) 消費者直接販売 (kg) 直売所販売 (kg) 飲食店等への直接販売 (kg) 加工業者への直接販売 (kg) その他 (kg)	kg			

※1 系統出荷 → 組合など生産者団体が行う共同で出荷すること

※2 個別出荷 → 個人や法人にて、個別に小売店、仲卸業者、卸売市場等に出荷すること

※生産量などの単位(kg)については、量が判別できる単位であれば、「個」、「t」、「ℓ」などに適宜変更して記入可能です。

様

館山市長

館山市地産地消推進サプライヤーの登録通知書

標記の件について、「館山市地産地消推進サプライヤー」に登録しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 登録内容

登録番号	
氏名	
住所	〒 ー
区分	

2 登録期間 平成 年 月 日～平成25年3月31日

平成 年 月 日

様

館山市長

館山市地産地消推進サプライヤーの登録取消通知書
標記の件について、「館山市地産地消推進サプライヤー」の登録を取消しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 登録の取消

登録番号	
氏名	
住所	〒 ー
区分	

2 取消年月日 平成 年 月 日